



平成24年4月25日

各 位

会社名 KDDI株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 孝司
(コード番号 9433 東証第一部)
問合せ先 執行役員 コーポレート統括本部
総務・人事本部長 村本 伸一
(TEL. 03-6678-0982)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月20日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 提案の理由

- (1) 「放送法等の一部を改正する法律」(平成22年法律第65号)の施行に伴い、電気通信役務利用放送法が放送法に統合されたため、現行定款第2条(目的)に定める文言の一部を変更するものであります。
- (2) 当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成24年4月25日開催の取締役会において、平成24年10月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第6条(発行可能株式総数)の変更及び第7条(単元株式数)の新設を行う旨を決議いたしました。(本件株式の分割の実施及び単元制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。)
上記の変更に伴い、変更案第8条(単元未満株式についての権利)及び第9条(単元未満株式の買増し)を新設するとともに、現行定款第12条(定時株主総会の基準日)に所要の変更を加えるものであります。
- (3) 当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題の一つと位置づけ、社外取締役及び社外監査役を選任しております。今後も、社外取締役及び社外監査役としてふさわしい有能な人材を招聘するとともに、期待される役割が十分発揮されることを確保するため、会社法の規定により、変更案第29条(社外取締役との責任限定契約)及び第37条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。なお、変更案第29条を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、条文の新設に伴い必要となる条数繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

3. 日程

平成24年6月20日(予定) 第28期定時株主総会開催

同日 定款変更の効力発生

なお、「1. 提案の理由」のうち、(2)に係る変更については、平成24年10月1日を効力発生日とします。

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
第2条(目 的)	第2条(目 的)
当社は、次の事業を営むことを目的とする。	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(26) (記載省略)	(1)～(26) (現行どおり)
(27) <u>電気通信役務利用放送法に基づく放送事業</u>	(27) <u>放送法に基づく放送事業</u>
(28)～(31) (記載省略)	(28)～(31) (現行どおり)
第3条～第5条 (記載省略)	第3条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第7条 (記載省略)	第6条～第7条 (現行どおり)
(新 設)	第8条 <u>(单元未満株式についての権利)</u>
	<u>当社の株主は、その有する单元未満株式につい</u>
	<u>て、次に掲げる権利以外の権利を行使することがで</u>
	<u>きない。</u>
	<u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
	<u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をす</u>
	<u>る権利</u>
	<u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当</u>
	<u>て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
	<u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
	第9条 <u>(单元未満株式の買増し)</u>
	<u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところに</u>
	<u>より、その有する单元未満株式の数と併せて单元株</u>
	<u>式数となる数の株式を売渡すことを請求することがで</u>
	<u>きる。</u>
第8条～第10条 (記載省略)	第10条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条 (記載省略)	第13条 (現行どおり)

第 12 条(定時株主総会の基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき者とする。

第 13 条～第 17 条 (記載省略)

第4章 取締役及び取締役会

第 18 条～第 26 条 (記載省略)

(新 設)

第5章 監査役及び監査役会

第 27 条～第 33 条 (記載省略)

(新 設)

第6章 計 算

第 34 条～第 37 条 (記載省略)

附則

第1条

第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日とする。

第2条 (記載省略)

第 14 条(定時株主総会の基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき者とする。

第 15 条～第 19 条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

第 20 条～第 28 条 (現行どおり)

第 29 条(社外取締役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第 30 条～第 36 条 (現行どおり)

第 37 条(社外監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 計 算

第 38 条～第 41 条 (現行どおり)

附則

第 1 条

第 6 条の変更及び第 7 条乃至第 9 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日とする。

第2条 (現行どおり)